

討論(概要)

反対 高子 秀明

白石市外二町組合議会議員 9名中7名は本市議会議員、うち1名は組合議会議長である。公立刈田綜合病院の民営化を求めるならば、組合議会を招集し、2町議員を含めて審議をするのが当然と考える。もし、組合存続ならば、解散合意を撤回した上で、組合議会に条例改正案を上程すべきである。

意見書には、国の支援事業に関し、経営形態の見直し等に関する計画を策定済みであることから、当初の公立病院医療提供体制確保支援事業を一步進め、アドバイザーの派遣を受けながら経営形態の抜本的見直しを図り、地域医療体制を確保するよう促したものと受け止めてよいと考えるところがあるが、策定済みとされる計画は組合解散と市立病院であり、その解散協議は進展しておらず、わずか数回のアドバイザー派遣によって抜本的見直し、地域医療体制を確保、実現できることは

到底期待し難いと考えざるを得ない。

意見書賛成者は、漠然と民営化を求めず、その具体的内容を示すよう管理者に促すべきであるが、審議に耐え得る内容を有していないのであれば、民営化論は撤回し、診療の回復と維持、病院信用問題の本論に立ち返るべきではないか。

民営化に関する議案および専決処分は、既に組合議会において否決に次ぐ再否決、撤回されたものであり、これ以上の混乱を強いることは、公立刈田綜合病院存続のための意見書の提出者および賛成者ら自らを否定することになるのではないか。

よって、以上のことから本案に反対である。

反対 佐藤 龍彦

初めに、意見書の中で、公立病院医療提供体制確保支援事業の申請を行い、公設民営化を進める方針に、白石市議会の足並みがそろったと認識しているという点についてであるが、令

和4年4月8日の全員協議会での賛同の意味について、私は公立刈田綜合病院が総務省に支援事業を申請することに賛同したものと認識している。

次に、経営・財務マネジメント強化事業についてであるが、総務省の強化事業決定からしばらく経過をしているが、アドバイザーの人選が現時点では報告をされていない。残された時間のことを考えれば、具体的に病院内に対応する部署等、専門的に関わる部門を設置するなど、病院経営改善のための意気込みを示すべきとも考える。続いて、意見書に強調されている国の審査結果についてであるが、総務省の強化事業を利用したとしても、県と東北大学が策定したみやぎ県南中核病院との連携プランは、現状は公設公営が前提となっていると聞いている。連携プランにそぐわないことを総務省が認めたとは考えづらく、このマネジメント事業は、民営化とは別立てと考えるべきではないだろうか。また、以前から、指定管理者

制度導入のメリットとして、全国からの医師派遣、民間活力の導入が取り上げられていることについても、公設公営でも全国からの医師派遣はできるといふのは周知の事実である。民間活力導入についても、病院経営の実態は別にして、公立刈田綜合病院には既に医療コンサルに關連した職員が在籍していることで、民間の活力が生かされていると理解するものである。

最後に、指定管理者制度導入に関する白石市議会の姿勢は、昨年の9月議会において、指定管理者制度を活用した刈田病院の健全経営を求めることに関する請願も賛成少数で、不採択となり、市議会として、公設民営ではなく、公設公営を維持すべきとの結論に至った。このことを鑑みれば、組合の姿勢は既に明らかになっている。

よって、以上のことから本案に反対である。

反対 沼倉 啓介

意見書には法的拘束力はないが、住民総意である議会の総意として尊重される。白石市外二町組合の構成市町議会からの組合に対する意見書の提出に関しては、地方自治法第99条に、議会が意見書を提出できるのは関係行政庁とされている。一部事務組合は行政庁とは言えないが、一部事務組合の機関、例えば管理者などに対して意見書を提出することが可能と解されている。

しかし、正副管理者においては、本年度末までに当組合を解散し、白石市立病院として指定管理をする旨、合意形成がなされている。

議題になっている意見書をもって、本市議会の意向を一部事務組合に管理者等を通じ反映させようとする意図が明白で、これらは一部事務組合への干渉に当たると思うところである。

一部事務組合の権限は重く、尊重されるべきものと思われてならない。

よって、以上のことから本案に反対である。

※紙面の都合上、要約しております。